

国史学第二三九号抜刷
令和五年九月三十日発行

―スペイン史料から―

英国通商成立までのウィリアム・アダムスの十三年間の動向を検証する

鈴木 かほる

—スペイン史料から—

英国通商成立までのウィリアム・アダムスの十三年間の動向を検証する

鈴木 かほる

要旨

家康のマニラ交渉は単なる通商ではなく、浦賀をガレオン航路の寄港地とし、スペイン領メキシコから鉱夫・造船技師を招聘することであり、そのため布教を黙認したのである。ウィリアム・アダムスに浦賀邸を与え、逸見村の采地を与えたのはそのためである。彼がスペイン人とは相いれない異教徒であるからこそ、忌憚のない情報が得られると考え重用したものと考える。

アダムス船はメキシコへ航行する約束で建造させ、一六〇二年には二一〇ト船が就航可能な状態にあった。アダムスは一六〇四年、スペイン船を初めて浦賀に廻航させ寄港地として確立させ、このことが直接メキシコ交渉に繋がったのであるから、アダムスの功績は大きいと言わねばならない。

イエズス会士の反対によってマニラとの通商が中断された際、アダムスは家康の使節としてマニラに渡海し、両国の懸案となっていた八幡船問題に終止符を打つため、浦賀にスペイン人の安全を保障する高札を立てることで通商は再開されている。だが製錬・大型帆船の建造の技術はスペインの国是であり、これを日本に伝えれば布教活動はできないと考えていて、家康のほうも、その技術を取得した後まで手を握ろうとは思っていなかった。飽くまでも布教を目的とする強かな外交と、家康の目論見とは元より乖離したものであった。のちに幕府によるキリシタン弾圧がポルトガルよりスペイン側に強く向けられた要因は、そこにあると考える。

【キーワード】スペイン外交の顧問三浦按針 三浦按針のマニラ渡海 家康と浦賀外交 ウィリアム・アダムス 家康のスペイン外交

序文

関東浦賀湊は徳川家康によってスペイン商船の寄港地として開港された。日本は太閤秀吉の朝鮮出兵により東アジア諸国から孤立し、さらにサン・フェリペ号事件によってスペインとも完全に断絶していた。長崎にはポルトガル商船が入港していたが、家康が浦賀に招致したのはスペイン商船であった。その眼目は、一つはスペイン領ヌエバ・エスパーニャ（メキシコ）のサカテカス銀山の発見を契機に導入されていたアマルガム法（混汞法）という新製錬技術、二つには大型帆船ガレオン船の建造技術の導入である。この頃の我が国の製錬法は、灰吹法と称するたいへん厄介な方法で、未熟さが伴いみすみす損失を招いていた。そのため布教と商売と一体化の理念を持つスペイン国の関東布教を黙認したのである。

家康がスペインとの国交正常化に尽くしたもう一つの理由は、国内で需要の多い中国産の上質生糸＝白糸の確保にあり、その白糸はポルトガル人を通じて中国から日本に齎されていた。これらの輸入物資の資金を確保するため国政の源泉となる鉱山採掘を活発化させ産額を上げることが、関東経営に成功した家康が政權確立に向けて経済政策を進めていく上で、なすべき第一の課題であった。

そのため、家康はフィリピン総督府の要請に応じ、私貿易船を取り締まるため日本商船の数を限定し、一五九九年「法律」を定め一六〇〇年から実行した。この「法律」こそ、公貿易船の証としての渡海朱印状であり、家康が発給した「自日本到呂宋舟也 慶長六年辛丑孟春日 源忠恕」とある渡海朱印状の存在によって、家康の朱印船制度創設は浦賀が発祥であることを、筆者は一九九四年「徳川家康の浦賀開港とその意図」と題した論考の中で指摘した¹⁾。この論考は『日本史学年次別論文集・近世Ⅰ』に再録され、この論考をもとに、船手頭向井将監の新出史料を加えて

総括したのが、『徳川家康のスペイン外交―向井将監と三浦按針』及び『史料が語る向井水軍とその周辺』である。本稿は、これをさらに発展させたものである。

ポルトガル人が東回りの航路で西日本に到達し、鉄砲やキリスト教を伝え多大な影響を及ぼしたことは知られる。しかし、ポルトガル人と反対の航路で関東浦賀に入港したスペイン人との交渉史における研究は極めて少ない。しかも浦賀・スペイン外交の断交が、のちに堅固な禁教令を全国に発する要因となったにもかかわらず、先行研究の殆どはマニラとの貿易政策・通商問題、物流問題、禁教政策、あるいは老中の本多正純や外交担当の後藤庄三郎といった側近との関係に主眼が置かれ、浦賀外交の眼目である鉱夫招聘の交渉が、どのように展開され、また、この交渉中に来日したウイリアム・アダムスを、家康がどのような意図を以て重用したのか、その彼がどのようにスペイン外交に関与し、どのような役割を果たしたのか、その重要性にも関わらず、またスペイン人がアダムスに関する多くの史料を提供しているにも関わらず、彼を組み込んだ議論はなされていないのが現状である。さらに言えば、浦賀におけるスペイン外交の断交が堅固な禁教令を全国に発する大きな要因となったにもかかわらず、なぜ幕府によるキリシタン弾圧がポルトガルよりスペイン側に強く向けられたのか、これについての検討も充分ではない。

ウイリアム・アダムスにおける通説的理解は、彼がイギリスの船商から鞍替えしてリーフデ号の水先案内人としてオランダ人に仕えたという事実から、イギリス・オランダ貿易の仲介者として彼の本質を捉え、位置付けようとする論考が主流であって、アダムスの来日から母国イギリスとの通商が成立するまでの十三年間は殆ど検証されず、その動向は空白となっている。それは当時、イスパニアと対立していたイギリス人のウイリアム・アダムスに、家康が敵国との外交関係に携わせる筈はないという固定観念が前提にあったと考えられる。アダムスの動向を検証することは、「鎖国」形成期を研究する上においても必要不可欠である。以上が、先学が積み残した点である。

本稿はウイリアム・アダムスの来日から英国通商成立まで空白の十三年間の動向に着目し、彼が置かれた位置を考察する。

一、家康の浦賀開港とその眼目とマニラ交渉の時期

家康は秀吉没後の一五九八年十二月、秀吉時代から貿易交渉の経験を持つフランシスコ会ジェロニモ・デ・ジェズスを招き、関東の港を与えることを約し、フィリピン総督に鉱山技術を教えてくれるよう要請した。『日本切支丹宗門史上』一五九八年条は、次のように記している。⁽²⁾

ヒエロニモ・デ・ジェズス師は、京都から程遠からぬ伊勢の信者の家に匿れてゐた。然るに、彼は一五九八年十二月七日、捕はれて家康の面前に引出された。…家康は年々キリスト教徒たるイスパニヤ人が関東の諸港を訪れて通商を行ひ、又、銀山の作業を家来共に教へてくれるやうにと希望を述べた…。

これを受けてジェロニモ・デ・ジェズスは、フィリピン総督ドン・フランシスコ・テリヨ・デ・グスマンに家康の意志を上申するため、次の修交条約を提案した。⁽³⁾

一、比律賓太守と親善関係を欲すること。

二、関東に於て貿易するため、西班牙人は年々船を以て来るべきこと。

三、日本人は西班牙人が関東に於て與へらるゝと同じ條件を以て墨西哥と貿易を開きたきこと。

四、比律賓太守は造船工匠及び鉱山技術を日本に送るべきこと。

右のように家康のマニラ交渉は、メキシコから鉱山技師を招聘することが眼目であり、そのため布教の一体化の理念を持つ彼らに関東布教を黙認したのである。この頃、マニラ・ガレオン船の航路はマジェラン海峡からアカプルコ港を結ぶ国際航路として機能していた。その航行は好天に恵まれれば二か月半、悪天候では五か月を要する長い航海であり、少しでも出航が遅れると太平洋沿岸で遭難する危険があった。そのため新鮮な水や食料を積み込んだり、船舶を修理する寄港地があれば理想であり、これを解消する湊として、物資調達の面からも日本の東沿岸が期待されていたのである。

家康がジェロニモ・デ・ジェズス師と交渉を持ったという右史料は、実は再交渉であつて、その交渉は秀吉の生前であることは、次の二通の書簡によって明らかである。一通は一五九七年六月二七日付で、臨時のフィリピン総督ドン・ルイス・ダスマリーニャスが新総督テリヨ・デ・グスマンに宛てた次の書翰である。⁽⁴⁾

関東の国王 (Rey de Quant) 家康 (Yago) は、関白を除いては日本最強の諸国王の一人で、全国統治と主権において関白の後継者となるであろう。この者が商品を積んでヌエバ・エスパニーヤへ船を派遣するために、マニラ総督の許可書を得るといふ条件で、非常に広大な彼の領土である関東に教会を建てさせ、福音の教えを説かせると申し出ている。これに関して二つの問題が生じる。主要な第一の問題は、かの大国における説教と改宗である。人々がキリスト教徒になるのを国王が希望していることが判れば、皆がそうなるであろう。…したがって、

その国王自身がキリスト教徒になるよう努力することが問題である。何故なら、これほど強力な国王をキリスト教徒にすることは極めて重要であろうし、期待されるように、もし関白の国を継ぐならば更に結果が大きいであろう…。

もう一通は、アレックスandro・ヴァリニャーノが一五九九年二月二日付で総会長クラウディオ・アクアヴィヴィに宛てた次の書翰である。

家康殿は太閤様がまだ存命中であつたかなり以前から、他の修道士たちが彼（家康）にそのこと（通商）を述べていたことによつて、この件が可能であるとの説得を受けている…彼（家康）は今や、その期待を一層募らせて、彼（ジェロニモ）に当地（江戸）に滞留するための許可を与え、現に造船のための職人数名と共に、水先案内人と棟梁とを求め、また例の修道士が彼に約束した件を、総督と取り決めるために「使節」をマニラへ派遣した…。

この二通の書翰で注視すべきは、先学では、家康は秀吉の交渉を踏襲し発展させたとしてされているが、大きく異なるのは単なる通商目的ではなく、通商を手段として直接メキシコへの航路を結び、スペイン人鉱夫および洋式帆船の造船技師を招聘することであり、そのためスペイン国が設置したマニラ総督府を介するという点である。スペインは一五二一年アステカ帝国の滅亡により、この地をスペイン領ヌエバ・エスパーニャ（メキシコ）として編入し植民地化すると、一五七一年にフィリピン諸島を植民地化してマニラを占拠し、太平洋を横断するメキシコへの航路を確立

しており、この頃からスペインは、日本やその周辺を植民地とする計画を意図していた。⁽⁶⁾

メキシコ渡航計画とアダムス船の建造

家康の要請を受け、フィリピン総督ペトロ・デ・アクニャは一六〇二年七月、スペイン船エスピリットウ・サント号、及び一六〇三年五月サンティアゴ（Santiago）号を関東に派遣したが、この船は二隻とも長崎平戸に着岸し、家康の期待を裏切る結果となつた。⁽⁷⁾ フランシスコ会士ブルギーリヨスは、このスペイン商船の関東派遣に関して一六〇二年、アダムスに対する脅威を述べている。⁽⁸⁾

関東の国へ一隻の船を送りますが、…もしも今回の使節に於て、関東の船の件が扱われないとするならば、その原因は二年前に日本に避難入港した英国人（ウィリアム・アダムスを指す）に、昨年その「船」を求め、彼等はそれを約束し、日本が持っている船でヌエバ・エスパーニャへ行こうとするためであります。水夫と船を操縦する人々を彼に与えたならば、その船でヌエバ・エスパーニャへ行こうとしているのであります。日本に残つて居る英国人は十人だけであつて、彼らは関東と京都の間に分かれて居りますが、砲に関しても同じように取り扱つて居ります…。

文中のヌエバ・エスパーニャへ行こうとしている船とは、九〇トン船は外洋に出ることは難しいから、二艘目に建造した一二〇トン船と考えるのが妥当である。九〇トン船の出来栄を見た家康は、メキシコへ航行する目的を以てアダムスとその仲間たちに二艘目の建造を命じ、一六〇二年には艤装が終わり就航可能な状態であつたことが判る。そ

れ故、彼らスペイン人は関東への入港を急がねばならなかった。

家康はフィリピン総督が派遣したスペイン船が、二隻とも浦賀湊に碇泊しなかったことについて露骨に不快意を露わにした。そこで宣教師たちは、家康を怒らせては在日宣教師のためにも得策ではないと詫言を入れ、曳船の費用を負担してくれるのなら浦賀湊に廻航しても良いと述べた。これが根拠なき要求であることを暴露したのは、他ならぬアダムスである。アダムスは一六〇四年、長崎平戸に碇泊中のスペイン船を曳船なしで浦賀に廻航させた。⁽⁹⁾家康が熱望するスペイン商船が初めて浦賀に入港したのは一六〇六年とする説があるが、実は、この一六〇四年である。浦賀にスペイン商船をはじめて入港させ、メキシコのアカプルコ港を繋ぐガレオン船の寄港地として確立させたのはアダムスであった。以後、毎年浦賀にスペイン船が入港し、交趾^(現ベトナム)に次ぐ朱印船の寄港地となり、メキシコ交渉へと繋がったのであるから、その意義は大きいと言わねばならない。

二、寄港地浦賀の成立 デマルカシオンによる浦賀貿易の中断

浦賀でマニラとの通商が行われる一方、長崎で貿易を確立していたポルトガル人から、在マニラ宣教師の日本行き及びマニラが支那や日本と通商することを阻止する要望が出された。すでに知られるようにスペイン・ポルトガル両国は一四九四年にトルデシヤス条約を結び、大西洋上の極から極へ線を引き、東はポルトガル領、西はスペイン領とし、世界を二分割する取り決めデマルカシオンがなされ、一五八一年フェリペ二世がポルトガル王位を兼ねると、実質的にスペイン系の托鉢修道会による日本への布教が解禁されている。

しかし、東半球については明確にされず、日本・フィリピンの帰属を巡り、通商利益の既得権において熾烈な競合

を展開することとなった。フランシスコ会は教皇からの承認を得ず日本の布教活動に入つたため、イエズス会との対立は激化していたのである。そこでポルトガル顧問会議が開催され、本国スペイン国王はマニラが浦賀と交渉を持たぬよう命ずるべきとする提案が出され、一六〇六年及び一六〇七年、マドリッドにおいて枢密会議が開催された。その会議録はマドリッドの『文書館図書館及び博物館会報』に掲載されている。⁽¹¹⁾次の会議録はその一部である。

…陛下の領土のどの地方からも、宣教師が日本に赴いてはならぬことを御命じになれますより、宣教師は先ずマニラのフィリピンに立寄り、その地でフィリピン総督並びに高位聖職者^{ブレラドス}たちが、日本に渡る時期及び適任者の選択を行ない、それ以外は日本に赴いてはならぬこととし、また日本に渡る宣教師は、現在まで来日した者がそうであるように日本人の船で行くべきで、カステイリヨ王所有以外の船は日本諸国に行くことを許さず、これに違反する行為のある場合は、厳罰を以て処す旨をフィリピン総督にお命じになれますことが適当と、枢密会議では考える次第でございます。陛下の御裁可を仰ぎます…。

一六〇六年五月三十日、バリヤドッドにて（以下枢密会議員十名の署名）

…同皇帝（家康）は三年前からこのかた、自領とフィリピンとの間に通商を望み、毎年船一艘がフィリピンから関東領にシナ商品及びフィリピンの余剰物資を積んで赴き、復路には、日本王国に豊富にある多量の銀や小麦粉、干し肉、船具用麻製品、鉄、銅、火薬、柄付き武器、その他フィリピンの糧食問題と管理に、大層必要な品を沢山持ち帰った…。

一六〇七年三月三十一日 マドリッドにて（以下枢密会議員一〇名の署名）

「三年前からこのかた」とは、この枢密会議が開催された一六〇七年の三年前つまり一六〇四年であり、この年から毎年一艘のスペイン船が関東浦賀に入港したと記している。この一六〇四年は、アダムスが平戸に入港したスペイン船を初めて浦賀に廻航させた年号と符合する。このマニラ・浦賀間の通商が中断された際、家康の使者としてマニラに渡海し、総督ビペロと会見を持ったのはアダムスである。

アダムスのマニラ渡海を初めて提唱したのは、日本並びにシナ在住のメキシコ全権公使C. A. Lallagaが『マドリッド地理学会速報』四八巻に「*Primeras relaciones oficiales entre el Japón y España tocantes a México*」と題して発表した論文である。同論文は一九〇九年「*Sucesos de las Islas Filipinas por el Dr. Antonio de Morga*」(アンтониオ・デ・モルガ博士によるフィリピン諸島史)のWE Retana版に「*PRIMERAS RELACIONES OFICIALES ENTRE EL JAPÓN Y ESPAÑA TOCANTES A MÉXICO*」(メキシコに関する日本とスペインの最初の交流関係)に収録されている。⁽¹²⁾モルガはマニラ代理総督として日本の外交交渉に携わった人物である。

このC. A. Lallaga論文を初めて紹介したのは、ロレンソ・ペレス著『ベアト・ルイス・ソテロ伝―慶長遣欧使節のいきさつ』である。松田毅一氏は同書邦訳の序文の中で、⁽¹³⁾ロレンソ・ペレスはフランシスコ会が生んだ著名な世界的史家であり、同会の古文書の宝庫であるマドリッドのバトラーナ文書館(現メキシコ文書館)に蔵する日本教会史におけるフランシスコ会側の史料を基礎として、従来、充分に紹介されることがなかったルイス・ソテロの生涯と、十七世紀の日本・スペイン交渉史、及び日本教会史におけるフランシスコ会側の事情と主張を詳述したものである、と述べている。同書はスペインに留学した野間一正によって一九六六年に邦訳され、家康の浦賀・スペイン交渉の実態が初めて日本人史家に知られることとなったのである。

しかし、その書名から日本の研究者は伊達政宗の慶長遣欧使節の研究史料として関心が向けられ、フランシスコ会

士による浦賀・スペイン外交の史料として活用されてこなかったのが実際である。このロレン・ペレスが残した論述を踏まえ、浦賀外交における史料を通観すると、C. A. Lallagaが提唱するアダムスのマニラ渡海説については、日本史料からも検証することが必須であると考えたのである。

ウィリアム・アダムスのマニラ渡海

アダムスのマニラ渡海に関して『日本切支丹宗門史上』一六〇六年条に、次の記事を紹介している。これはアダムスのマニラ渡海の切っ掛けを作った日本航海船長フランシスコ・モレノ・ドノソの動向である。

デ・メーナ師は長崎を去る二リユーなる「肥前」の「深堀」港に、日本航海船長フランシスコ・モレノ・ドノソの率ゐたイスパニヤの一船の着岸したことを聞き、之を訪問すると、彼は七月二二日若干のフランシスコ会の修道者(註)六に、之らの宣教師の中にソテロ師がいたとある)と共にマニラを出帆し、皇帝(家康)が通商の關係を開こうといふ希望を満さんがために、本領の「関東」に行ったものと知った……

このあとのモレノ・ドノソの行動について、『ベアト・ルイス・ソテロ伝』⁽¹⁴⁾はこう記している。

一六〇六年、スペイン船の船長フランシスコ・モレノ・ドノソは、フィリピンとの通商関係を続けたいとの家康及び秀忠の希望を満たす目的で、ソテロ師を伴い江戸に赴いた。…ソテロ師は…マニラからアカブルコ港へ航海するイスパニア人が暴風に遭った際、避難したり、破船した場合、修理できる港を日本東沿岸に持つ必要

マニラに到着し総督に就任しました。スペイン国王から、私の国が長い間あなたと繋がっていたという親切な情報を受け取りました。それを放棄したり失ったりするどころか、私はその長い友情の結び目を引き締めようと熱心に努力します。何千ものリーグが海と山で隔てられていますが、私たちの心を支配する愛情は距離を縮めます。ここに在る日本人の中に障害・暴動があったので、日本に送ります。今年は同様、日本に向け船を出航します。関東入港を「Anjin」に命じましたが、逆風で意志通りに航行できない場合は、日本の他の港に到着します。船長と彼の民にあなたが好意を示すこと

A Ogoshosama, Senor del Japón.

》Al llegar a Manila e instalarme como Gobernador Por el Rey de España, me ha sido dada noticia de la amable simpatía que de antiguo enlaza mi nación con la vuestra.

Lejos de esa abandonarla ó dejar que se consuma ó se entibice, con diligencia tratare de apretar los nudos de esa larga amistad. Aunque a millares de leguas y separados por mares y montañas, el afecto que domina en nuestros corazones acorta las distancias y allana todo embarazo.

》Como entre los japoneses que aquí están de asiento he hallado algunos sediciosos, promotores desordenes y alborotos, prestamente les he hecho dar la Vuelta al Japón(1). Esto no me impedirá, por cierto, acoger de buena voluntad á los negociantes pacíficos que llegan á estos puertos: para ellos nada ha cambiado.

》Este año, como los pasados, ir á un bajel al Japón. Ya he dado orden á Anjin(2) de tomar puerto en el Kwanto, y para en caso de que el viento contrario le impida navegar según su voluntad, le he hecho presente que el Japón entero hallandose bajo vuestro señorío, ningún inconveniente habria en que arribase á otro puerto cualquiera.

》No dudo de la merced que hareis á este capitán y á su gente de un buen recibimiento, y os ruego que asimismo trateis á los Hermanas que ahí residen, cimentandoles en vuestra gracia.

》Unida á esta carta va una lista de los presentes que os enviaros en señal de mi mucha amistad.

El 27.º día del 5.º mes del 13.º año de Keicho. (9 de Julio de 1608.)—Don Rodrigo de Vivero. 》(442頁)

性を悟り、既に始められた通商関係を確定的な協約までにしたいという家康の希望に力を貸した。そのため役立つ交渉人としてイギリス人ウィリアム・アダムスをフィリピンに送る案を将軍に示唆した。ドン・ロドリコ・デ・ビベロは、フィリピン総督の任に就いた一六〇八年六月十五日、アダムスにマニラに於いて会っている。マニラ滞在のアダムス及び日本人随行員は、中断されている貿易再開の説得にあたり、その結果、ビベロは日本と固く提携した場合、フィリピンが手に入れる利益を悟り同年七月九日、家康及び秀忠に書状を認めた。

右文中の「日本人随行員」とはマニラ日本人町の人々とみてよい。当時、商売を目的としてマニラを往来する日本人は年々増加し、一五九二年頃より政庁による日本人町が形成されていた。モルガは『フィリピン諸島誌』に、⁽¹⁵⁾

マニラ市には、チナ人ほど多くはないが、日本から来る帆船に乗って来て残留したキリスト教徒や異教徒の日本人がいる。彼らはマニラ市外のサングレイのバリアンとラギオ地区との中間、カンデラリア修道院の近くに特別の居留地を持っている。：彼は良い待遇を要求する人々であるので、あらゆる点で低調な取り扱いをしているが、それは、フィリピン諸島と日本との関係が良好であるためには必要なことである。

と述べている。浦賀貿易はマニラ在住のフランシスコ会派によって行われていて、居留地に住む彼ら日本人にとって浦賀貿易が中断されることは致命的であり、アダムスが既得権を持つ彼らを伴うのは極めて当然である。総督ビベロはアダムスと会談の結果、家康宛にしたためた。その書状はC. A. Lallia論文に掲載されている(次頁下記)。これを要約すると、「日本の主、大御所さまへ



図1 ビベロ自筆の書簡（邦訳 閑室元佑）『紫苑』

は間違いありません。また、そこに住む姉妹たちをもてなし、あなたの恵みをください」と解される。

C. A. Lallan論文では、右のビベロ書翰の「Jorden a Anjin」の「a Anjin」はウィリアム・アダムスを指しているとし、家康の外交文書を掌っていた学僧閑室元佑は、これを「安子申付候」と翻訳している。

捧 前將軍家康尊公書云

本国伊須波二屋之帝王、当国呂宋為守護、拙夫被仰付、今度致渡海候、然者、前々於守護人、御懇意^{之段}□□令承知候、到我等無御異議様可恭候 縦雖隔^{雲山萬}□□里候、心中者非其儀、彌々可申談候、次又拙夫此国参着砌 當所数年逗留之日本人徒者共候而 所々騒々罷成候之間 当年者壹人も不相残帰国之儀申付候、雖然毎年渡海之商客何も無疎意人等候之間、

致馳走候、向後別儀有間敷候、如例年今年も黒船差渡候、則到関東可乗入之旨、安子申付候、併海路不任雅意候へハ、日域中者皆以御国之儀候之間、何所へ成共風次第可入津之由申付候、此加飛丹船中之者共御馳走奉仰候、兼又貴国居住之ふらて之儀、如前々被加御哀憐之候様是又奉仰候、少進物以目録申上候、表寸志而已、恐惶敬白

（傍註ハ外藩、
通書ニ依ル）

慶長拾三年五月廿七日

鈍路ちりこて朱印 びへいろ判也

謹上 日本国御主大御所様

マニラでは一六〇六年及び一六〇七年、日本人の大暴動が起こり、一六〇八年初頭にもマニラ在住の日本人が現地民と衝突し、当局に対し暴動を起こしている。⁽¹⁶⁾日本の私貿易船の取締りはルソン総督府にとって悩みの種であり、家康にとっても交渉上、大きな障害となっていた。総督ビベロは八幡船に終止符を打つため、数年来逗留する日本人徒者を一人残らず日本へ送還させることを決し、以後、紛争が再発せぬことを望むこと、例年の如く黒船を送ること、そして「関東に乘入べきの旨 安子に申付候」と記したのである。これは、アダムスの母国との通商が成立する五年前である。

三浦按針を指した言葉は『異国御朱印帳』慶長十一年一〇月一日付の家康のバタニ商館長宛の通行許可証に「安仁」とあり、イギリスの司令官ジョン・セーリス著『日本渡航記』には、アンジは水先案内のことでアダムス君のことと述べている。『イギリス商館長日記』一六一三年十二月二日付リチャード・コックスの書翰にも「あんじ老」とみえる。⁽¹⁷⁾そして、何よりも一六一一年一〇月二二日付のアダムスの書翰に「予は日本語にてアンジン・サンマと呼ぶ」と記しているのである。

家康の眼目は、ルソン総督府を介して新製鍊技術を導入することであり、その危機に立たされた時、アダムスを渡海させることは極めて自然である。五野井隆史氏は『徳川初期キリシタン史研究』の中で、「三浦按針はすでに慶長一三年（一六〇八）にマニラに赴いてスペイン船の関東入港問題の交渉に当たったが、同時にマニラのスペイン人の軍事力と日本侵略の可能性を調査することを家康に命ぜられていたであろう」と述べているが、アダムスが渡海した経緯や結果については触れられていない。

ファン・ヒル氏は『イダルコとサムライ16・17世紀のイスパニアと日本』の中で、このとき、総督ビペロが関東行きの船サン・イルデフォンソ号の加飛丹に下した「任命書」の文面を紹介している。⁽¹⁸⁾日付はアダムスと会見した一〇日後の一六〇八年六月二五日付である。

：貴殿、カピタン・ファン・バウティスタ・デ・モリナを「サン・イルデフォンソ号」ならびに同船に乗り込む船員と戦闘要員のカピタン並びに隊長に任命するものである。この身分で、貴殿はかの国の皇帝に手渡す贈物と当書翰をもって日本王国に赴く。国王に対し使者となり、同使節に対する回答を受け取り私に齎すものである。貴殿の航海では貴殿に与えられる命令を守ることになる。そのために私は貴殿と同船で赴く航海士と戦闘要員の全員に、各人がカピタン並びに指揮者として尊い服従をすること、および往路、復路、滞在中は貴殿の指揮下に就くよう命じたものである。

この「任命書」にあるように、この日本行きの船「サン・イルデフォンソ号」には、当然「カピタン」と「航海士」が同船していたが、圓光寺元信は関東入港を申付けられたのは「a Anin」、つまり「安子」と翻訳しているの

ある。さらに右の「任命書」を精読すると、同船に乗り合す全ての戦闘要員に対する全権を、使節兼カピタンのファン・バウティスタ・デ・モリナに与え、家康から書翰の回答を受け取り、私ビペロに齎すという内容である。つまり、加飛丹モリナは浦賀との通商を再開するにあたり、家康から何らかの「回答」を受け取るよう指示されていたことが明らかとなる。

八幡船問題の決着と浦高札の設置

そこで『異国日記』をみていくと、このとき加飛丹モリナが総督ビペロに齎した家康の「回答」とは、浦賀住民の狼藉を停止する浦高札を立てることであったことが、次にあげる双方の書翰の遣り取りによって判明する。すなわち慶長十三年（一六〇八）サン・イルデフォンソ号が浦賀湊に入港すると、幕府は通商が円滑に行われるよう「御制法六」を下している。⁽¹⁹⁾

相州浦賀之津 定

対呂宋商船狼藉之儀

堅被停止之訖

若於違背之輩者速可処嚴科之旨 依仰下知如件

慶長十三年七月日

対馬守（安藤重信）

大炊助（土井利勝）

内容は、浦賀住民の狼藉を禁じたスペイン人の安全保障である。これは総督ビペロが示した貿易再開の条件、つまり数年来逗留の日本人徒者を一人残らず帰国させ放免した処置に対し、家康が応えたものに他ならない。この「御制法」はルソン渡海の商人西類子（類主西宗真）に托され、総督ビペロに齎されている。⁽²⁰⁾

呂宋へ日本ノ商人渡海シテ、依惡逆被遣候、御制札、其詞云 近年、到其国日本人作惡逆輩者 如呂宋法度可被致成敗候、於日本無隔心、任此印札可被申付候、仍状如件、

慶長十三年戊申孟秋日御印

呂宋国大守足下

右文中の「印札」こそ、浦賀津に掲げられた法度の高札である。家康は翌八月六日、総督ビペロに次のような報章を送っている。⁽²⁾

日本国源家康報章 圓光寺和尚被製之呂宋国大守 足下

芳書落手、卷舒圭復、如書面從伊須波二屋為呂宋国守護渡海珍重至祝、如前々不可有疎意、然而今歲被着船於相州浦川津、欣悦不淺、抑如貴国者、上下安寧人民相親諸邦懷其惠者也、本邦亦正法度、故無惡逆賊徒、雖然本邦者於其地致無道者悉可被誅戮也、次渡海加飛丹同船中者心安申付也、貴邦方物如目錄納受、厚意難報、又信物雖為薄物、以別紙獻之、維遺餘期後音不備、

慶長十三年戊申八月六日 御朱印

家康は、浦川津に入港した悦びと芳書を落掌したことを伝え、ルソンにおいて惡逆を作る日本商人については、ルソンの法度で成敗するよう求め、以後、安心して浦賀に入港するよう伝えている。これら双方の書翰の遣り取りによって、サン・イルデフォンソ号の加飛丹モリナが総督ビペロから託された「同使節に対する回答を受け取り私に齎すもの」、つまり家康が浦賀貿易再開の条件として総督ビペロに示した回答とは、スペイン人の身の安全を保障する高札を立てることであった。翌九月、本多正信は將軍秀忠の意を受け総督ビペロに宛て書札をしたためている。因みに、この書札は管見の限り未考証である。

貴国之商船之使加飛丹、抽精誠凌漫々 海路、着津於相州浦川、即日適来于予弊慮忽遂拜迎、以口陳之趣、聞大樹將軍、貴使賀禮、尊劄奏達、特珍奇之方物吾將所見嘉領也、於是整得同翰渡與船使、且副以卑牘、日域風土庶民貞直、諸商順利、船使攸被見聞、無遺餘可達 尊聽、如予亦無向背之義、可令 来意吐露莫怪、弥修隣交而商船往来者、何幸如 焉、餘繼期後信之時、抛下禿額了、誠恐々々謹白

慶長十三年戊申九月初五日^{中流}

本多佐渡守正信印

欽呈 呂宋国大守閣下

文中の「牘」こそ、法度の制札・高札である。「貴使」とは、家康の「回答を受け取り」総督ビペロに齎す加飛丹ファン・パウテイスタ・デ・モリナであり、「船使」とはルソン渡海の商人西類子を指す。内容は「吾大樹」（家康）は総督ビペロの趣意を理解し、日本人の心を正すため「牘」を立てたことを伝え、今後の商船の往来を願うものである。川島元次郎氏は『朱印船貿易史』の中で、西類子が一六四四年極月十五日付で幕府に提出した次の書面を紹介している。⁽²⁾

去慶長十三甲年秋、為商事呂宋国え罷越候時節、日本之御掟被 成下御朱印、幸可奉持参之御上意を承罷下候、

西類子は、慶長十三年九月の秋「商事」のためマニラに渡海する折、「御掟」の「牘」を立てることを伝える使者として渡海したと記録している。つまり西類子は前年の一六〇七年六月、大村喜前の推挙により家康に謁見し、マニラの事情を言上して信を得、奨励によりマニラ貿易に従事することになり、同月二日初めて「此船 来春帰朝之時 雖何之浦著岸 不可有相違者也」という渡海朱印状を授かり、来春に帰朝することを約し、例年の如くマニラに渡海したのである。

川島元次郎氏は「フィリピン諸島長官の特派たる一隻の商船は、西類子の朱印船と前後して来朝し、相州浦川の津に着したり」と記しており、この「特派たる一隻の商船」こそ、総督ビペロが浦賀に派遣したサン・イルデフォンソ号に他ならない。西類子は家康と約した通り翌一六〇八年七月、サン・イルデフォンソ号と前後して浦賀湊に帰朝したのである。そして、家康は翌一六〇九年七月、新総督ドン・フワン・デ・シルバに対し、次の報章を宛てている（『異国日記』）。

源家康報章 呂宋国王 麾下

來書披見、忻然、抑本邦之人等、於 貴域行非法之旨、就達聞、制書相渡之處、被任其趣平均安靜、尤可然、貴国守護相替舊年、永可有逗留段珍重、如例年黒船至関東、可被相渡由、其節委曲可承知、次居住之伴天連、聊不可有疎意、猶期後音時者也、

慶長己酉孟秋七莫 御朱印

大方は黒船を派遣することになった御礼と、伴天連を保護する内容である。こうして同年、浦賀にフランススコ修道院が創設された。⁽²⁴⁾

三、メキシコ交渉の展開とスペイン交流の一大基地構想

家康はマニラ貿易が再開すると、京都の町人朱屋リュサイをメキシコへ渡海させ、金銀の流通量や国情を探らせた⁽²⁵⁾が、結果は、次のように厳しいものであった。

此比、京都町人米屋のりゅうせいと云者、以大御所御意ノビスパン江渡海、売買任心帰朝 狸々皮多持来、但、金銀は及聞し程はなし、雖然、他の国の島より多く、重而日本人渡海無用の由、ノビスパンの者、堅日本人えしめす。

家康が、直接メキシコ総督との交渉の機会を得たのは一六〇九年九月、総督ビペロが帰国の途路、上総国岩和田で難破した際である。家康はアダムスを急行させ総督ビペロを厚遇し、⁽²⁶⁾駿府に呼び寄せている。このとき交渉の代理人となったソテロは、メキシコ総督への上申を容易にするため、次のような協定条項を示した。⁽²⁷⁾

一、スペイン人に関東の港を提供し荷揚げし、倉庫および造船所を設け、船の業務に従事する人を居住せしめ、同所には長崎のようにキリシタンの教会を建て宣教師を駐留させること。

一、難破し漂流し、特に（日本を指してきた）メキシコおよびフィリピンの船は、右の港ならびに他の日本の諸港に入ることを得、乗務員および家財の安全と厚遇を約束すること。

一、諸船には低い価格で糧食を提供し、船を建造・修理する場合は日本の通常の賃金で造船工を提供すること。

一、右の諸船には正当で低い価格で食糧を供給し、造船に要する職工を日本の普通の賃金で十分供給すること。

一、フィリピンおよびメキシコと交通貿易を開いたうへは、陛下（家康）と交渉すべき要件が常に発生することであろうから、フェリペ国王が大使を派遣して政府に駐留させることを望まれるならば、強大な国王の使臣に相応しい名譽ある待遇をし、居館を与え、大使および随員、並びに同行の司祭らを保護し、修道院およびキリシタンのための教会を提供し、日本の普通の対価で食糧、その他のものを調達し、スペインとマニラの商品は双方が協定する価格で販売させ、パンカード（買手）に付したり課税したりせぬこと。

一、スペインの鉱夫を渡来させ銀鉱石を精錬させることは実現が困難であるが、次の条件のもとに国王陛下に對し、百名または二百名の鉱夫を派遣するよう奏請するであろう。未開発のもので、スペイン人の知識と努力によつて発見した鉱山については、製鍊した銀の半額を鉱夫の分とし、他の半分を二分して日本皇帝（家康）とフェリペ王の分とする。また、すでに採掘に着手している鉱山については、その所有者とスペイン人との間に新たに契約を結ぶこと。もし必要があれば、水銀を持渡り、当地において正当な対価の支払いを受け、これを金鉱の精鍊に用いること。

一、この締結を行なつたうへは、各鉱山に居住するキリスト教徒なる鉱夫のために司祭を行なわせ、また皇帝（家康）と国王のために諸税徴収者を各々置き、右のキリスト教徒一同に対してはスペインの大使またはカピタンが、さらにかの地から渡来する船舶においては、その職員が司法権を有し、刑罰を司ること。また日本人がも

しスペイン人に害を与えた時には、殿下（家康）が速やかに懲罰を命じ、スペイン人が日本人に害をおよぼした時には、その首長が処罰すべきこと。

一、スペインと交誼を結ぶことは、世界最大の君主と結ぶことを意味し、この友好は当日本国と適合し大いに有利と思われる故、殿下は直ちにオランダ人を放逐せらるべきこと。けだし彼らはただ窃盜と略奪のために来たもので、その国は世界の末位にあつて当国に利するところはなく、スペインの船舶に対して害を及ぼすであろう。そして二人の敵は同一人の家にいることはできず、またただちにこのことを実行しなければ、スペインとの友好を持続することは不可能とならう。

一、港はことごとく測量することが必要である。またスペイン船が暴風に遭い、または漂流して入港する時は同所の住民は厚遇すること。

一、右の諸条を明記した書付三通をロドウリーゴに携帯させること。彼は国王と議したうへ、二か年以内に回答することを約束する。以上のことは、国王の許から遠隔の地にある臣僚がこの際、止むなく議論することに至つたこと、国王の許可を得ることに至つたことで、国王の許可を得る必要があることを諒解されたい。

一六〇九年十二月二十日 伏見において

右協定は一六一〇年七月四日に締結され、オランダ人追放のほかは承認されたという。⁽²⁸⁾ この条項はヒエロニモ・デ・ジエズを介して交渉した内容を具体化したもので、家康の構想は浦賀港をスペイン交流の一大基地とすることであつたと読むことができる。しかしながら、自国を「強大な国王」と記しているように、貿易対等国としての立場に立つた内容ではない。家康のほうも一向に埒があかぬ鉱夫招聘の実現を急ぎ、無理な提案にかなり心を払つたもの

と思われる。この契約により家康は、更に宣教師が派遣されることに耐えねばならなかった。この協定内容を知ったベトロ・モレホンは、次のようにイエズス会総会長に報告している。⁽²⁹⁾

：フランシスコ会の一托鉢修道士（ソテロ）が何人かの商人を介して、イギリス人水先案内が当地で作った小船を自分に与えてくれるなら、航路を開きヌエバ・エスパニーヤとの貿易を始めよう。：今度、このイギリス人の船で自分たちが行き、そして首尾よく帰ることができたら、すべてがうまく行くであろう。

と。ビペロは、日本で受けた恩恵と名誉をメキシコ副王に認識させるため、権威と敬意に値するアダマス船に臣下や用人を同乗して行くべきだと考えたのである。イエズス会士ドン・ファンデ・シルバは「：もしヌエバ・エスパニーヤとの対日貿易が栄えるなら、マニラは二の次、三の次、それどころか日干しにされてしまい、また日本人は今のところ航海にはほとんど無縁だが、一旦、航海術を学べば、その結果生じうる重大な損害と不都合をビペロは見逃している：」と、家康がメキシコと航路を繋ぐ条約に対し、強烈な批判を浴びせているのである。

メキシコ使節船の浦賀出帆

メキシコと浦賀との通商に強い反対がある一方で、家康は一六〇九年十二月二八日付でメキシコ総督トフケイデ・イレルマに宛て、ソテロを使者とするメキシコ渡海朱印状を発給している。⁽³¹⁾

ゑすはんや とふけいていれるま申給へ、のひすはんやより日本江黒船可被渡由、前呂宋国主被申越候、於日本

何之湊へ雖為着、少も疎意在之間敷候、委細此伴てれん、ふらい・るいす・そてろ可申候、

慶長拾四年十二月二八日 朱印

（源家康忠恕）

ところが、総督ビペロはアロンソムニヨスを使節とする提案を家康が認めたにも拘らず、渡海朱印状にはソテロが使者となっていることに疑問を抱き、ソテロを使節から外し、アロンソムニヨスを使者として船奉行向井将監忠勝が組織した商社の人々を同船させ、一六一〇年六月十三日浦賀をメキシコに向けて出帆している。⁽³²⁾ 使者を外されたソテロは秀忠の使者として渡海することを願い出て、これが許可されている。⁽³³⁾

日本国征夷將軍源秀忠 ゑひすはんや国主とうけいていれるま机下、

のひすはんやより至本邦、商船可令渡海之由、前呂宋国主被申贈候、日域之地雖為何之津湊着岸之儀、不可有異議候、随而鎧五領相送之候、委曲伴天連ふらい・あろんそ・むによす、ふらい・るいす・そてろ可申候也、

慶長十五年五月四日 秀忠朱印

これが、家康と秀忠の二通の朱印状が発給された経緯である。ソテロは総督ビペロに遅れて一六二二年十月三日、アダマスと向井将監が新造した秀忠船サン・セバスチャン号に乗船し、將軍秀忠の使者として浦賀湊を解纜した。ところが、この船は積載過剰のため湊の出口付近で座礁した。⁽³⁴⁾ この秀忠船に伊達政宗の家臣支倉六右衛門長経が同船していたことは、伊達政宗が一六一三年卯月一日ソテロに宛てた書状の一条に、「南蛮へ申遣候使者之事、此以前申付

候者共二、相定候⁽³⁶⁾」とあることから明らかである。この秀忠船の座礁によって、ソテロは幕府の使節としてメキシコに渡海する願望は三度、碎かれる結果となった。このことが伊達政宗の遣欧船へと繋がるのである。

この政宗遣欧船にアダマスが関わったことは『政宗君記録引証記』に「八月朔日之事、南蛮あんしん猩々緋かつは壹ツ上申也」とあることや、『貞山公治家記録二三卷』一六二三年条に「南蛮人阿牟自牟ヨリ猩々緋合羽一領」とあることから判る。この「阿牟自牟」こそ、アダマスである。南蛮人はスペイン・ポルトガル人を指すが、当時の日本人々は見分けることはできなかったのである。

ビスカイノの金銀島探検

メキシコ総督ルイス・デ・ベラスコは、ビベロ送還の返礼大使としてセバスチャン・ビスカイノを浦賀に送った。その課せられた使命は、日本列島近海にあるとされる金銀島を発見することであった。十三世紀末マルコ・ポーロが『東方見聞録』に口述した「黄金の国ジパング」⁽³⁷⁾は、日本と考えられていた。近年、的場節子氏によりスペイン史料や古地図などから西欧人の認識が解明され、日本ではなかったことが明らかにされているが、マルコ・ポーロの叙述は欧州人の関心を高め、大航海時代の東洋進出へと繋がり、日本が黄金の国ではないことが明らかとなっても久しく消えることはなかった。事実、日本では銀が多量に採掘された隆盛期にあり、彼らが日本沿岸に金銀島が存在すると認識していたことは事実であり、スペイン人にとって夢想の島「ジパング」の探索は大きな課題となっていた。

マニラからアカプルコへの長い航海の中継地として、地理的にも日本東沿岸の島が切望され、金銀島発見に対する提案は真剣に受け止められていて、彼らは家康が浦賀湊を提供してくれるうちに金銀島を発見し、浦賀に代わる新たな寄港地とする目論見であった⁽³⁸⁾。そこでスペインの植民地行政官アントニオ・デ・モルガはアロンソ・デ・ムーニョ

スらと談合し、ビベロが帰国のため家康から借用した四千ペソの返却と、メキシコ総督が買い取ったアダマス船の対価を支払うことを名目とし、浦賀に商船を派遣する決定がなされた⁽³⁹⁾。一行が浦賀に入港したのは一六二一年四月二十九日である⁽⁴⁰⁾。

このとき、家康はアダマスを傍らに置き、彼の通弁によって総督に返書をしたためた⁽⁴¹⁾。セバステイアン・デ・サン・ペドロによると、「イギリス人水先案内人が皇帝の書記官たちに対して、この諸港の測量を悪く解釈して話し、エスパニーヤ人たちが日本に戦いを仕掛ける為のものだと言った。この危惧により、皇帝は我々が彼の国を征服しはせぬかと恐れた」と記している⁽⁴²⁾。

向井将監は「北方に金銀の鉱床に極めて富む嶋々〈rich in gold〉があり、家康はそれを征服しようと考えていて、東北又は西北を探検させ、西北航路と朝鮮付近の国々を加えた地図を作製することができれば、その援助をしたい」とアダマスに説いている⁽⁴³⁾。家康もスペイン人と同様に金銀島の存在を信じていて、家康が一六二一年九月十五日付で彼らに東沿岸の測量の許可証を与えたのは、海図を入手する目論見があったと考えられる⁽⁴⁴⁾。金銀島探検を終えたビスカイノは一六二二年六月十一日四面の海図を作製し、そのうち一面ずつ家康・秀忠に進呈している。

リチャード・コックスが旧暦一六二六年九月十九日、アダマスを伴って向井将監の江戸邸を訪ねた際、スペイン国の領土戦術を暴露し、もし日本が兵を送ってフィリピンを征服する意図があれば、マニラ在住のスペイン人は気弱で、しかも土民が忌わしく思っているから好機会である、さすれば、必ずやイギリスが援助するであろうと述べた。これに対し向井将監は日本にはマニラへ渡海する大船はないと答えると、その船は自分たちが造る、皇帝（秀忠）がこれを企画しないのは不思議であると応えている。この話はコックスやアダマスの日本に対する一つの対外的思想を示すものとして興味深い。

四、政宗船サン・ファン・パウティスタ号の浦賀帰帆とスペイン国との断絶

メキシコ総督はディエゴ・デ・サンタ・カタリーナを大使としてフェリペ三世の返書を持たせ、政宗船サン・ファン・パウティスタ号に乗船させ浦賀に派遣した。一行が入港したのは一六一五年八月十五日である。「和蘭国海牙文書館文書」は「政宗殿の領内に於て、政宗殿の負担にてイスパニヤ人が建造せし後、新イスパニヤに向かひて航海せし船、此頃、浦賀に帰着せり」と伝えている。⁽⁴⁵⁾ところが、このときカタリーナが齎したフェリペ三世の親書には鉱夫の件は一切触れられておらず、唯々宣教師の優遇を請うのみであった。つまり、初め国王がメキシコ総督に与えた案文には、「毎年、新イスパニヤより日本向きの商品を搭載せる一隻の船を渡航せしむる」という一条が載せてあったが、日本の禁教令が伝えられると一六一四年十二月二三日、その一条が削除され、

…当地に在る奥州の王の大使その乗り来たりし…その船を速に帰航せしむることを求めたり…右の宣教師等の渡航の便を図りて、速やかに該船を出発せしむることを命ず…又、彼等をして日本人が航海に熟練せざるやうに注意せしむべし、

という文言に書き変えられた宸翰が、カタリーナに託されたのである。メキシコ総督は、政宗船を日本に残してくれば、日本は造船技術や航海術を習得し、メキシコを攻撃してくることを恐れ、「その船を速に帰航せしむること」と命じたのである。家康がビベロに貸与したアダマス船一二〇トをメキシコ総督が買い取ったのも、日本人が攻撃してくることを恐れたために他ならない。スペイン国王に対してメキシコ商船を浦賀へ派遣せぬよう進言したのは、マ

ニラ総督ファン・デ・シルヴァである。彼はメキシコ総督に一六一一年八月二十日付で書状を宛て、⁽⁴⁷⁾

メキシコから日本へ鉱山を掘り、銀を精錬することのできる人々を連れて行ったら、その銀の一部を与えると。私は豊かな知識があり日本事情の処理にたけている人物とそのことを話したが、その履行については全員冷笑し、彼ら（日本人）がすることは、短期間で我々について学ぶこと（のみ）であり、のちには（我々を）必要としなくなるであろうと言った。これは大変重要な案件であるから、陛下におかれては奉仕に役立つことを注意深くお命じになりますように…

と、注意を促している。日本人が鉱山技術を習得してしまえば、スペイン人を必要としなくなるであろうというシルヴァの指摘は、その通りであろう。このシルヴァの進言が動機となつて、フェリペ三世とメキシコ総督の対日姿勢は大きく転換し、ビベロと協定した鉱夫・造船技師派遣の件も、毎年メキシコから関東に商船を派遣するという条約も、すべて水泡に帰した。これらの経緯をみれば、家康がスペイン断交に転じた要因は「キリスト教をめぐる両国間の違い」によるものではなく、⁽⁴⁸⁾スペイン交渉が失敗に終わったことにある。のちに幕府によるキリシタン弾圧が、ポルトガルよりスペインに強く向けられた要因は、そこにある。

ウィリアム・アダムスの折衝

浦賀におけるアダムスの最後の任務は、メキシコ大使カタリーナとの折衝である。家康は向井将監からカタリーナ一行が浦賀に入港したという報知を得ると、平戸に滞在していたアダムスに指令を出した。『イギリス商館長日記』

一六一五年九月一日条によれば、

皇帝は：新イスパニアより大使として来りし三人の僧侶と交渉せしむる為め、本日キャプテン・アダムスを浦賀に遣せり。使節の用務およびその贈物に関して、キャプテン・アダムスより報告に接するまで皇帝は使節に返答を與えざるべく、右僧侶は謁見の為に江戸に来ることを許されざるべし：

と、カタリーナはアダムスを介して家康と謁見したが、唯々御前で頭を地につけ退出するにすぎなかったという。また一六一五年十一月二五日大坂発、エルベルト・ワウテルセンより平戸のオランダ商館長に贈った書翰の一節に、⁽⁴⁸⁾

新イスパニアより、浦賀に来りしカステリヤ船の搭載商品：その他について、貴下に報告せんと欲することあれども、之について予に語りしウイリアム・アダムス君、今、下向中なれば、同人に就きて承知せらるべし、又イスパニア人が新イスパニアより携え来りし商品の目録、并にイスパニアの王より、日本の皇帝に贈りし書翰の写を同人より受領せらるべし、

とある。このようにアダムスが家康の名代として国王の宸翰の写しや贈物の目録を受領したことは、大使カタリーナの対応において全幅の信頼を置かれていたことを示すものである。大使カタリーナに禁教令と国外退去を正確に伝えることができる側近は、アダムスの他に存在しなかった。またカタリーナの報告によれば、

海の司令官たりしが故に、予等を保護すべきものなるに、却て予等を束縛し、その承諾を得ざれば一步も動くことを得ざらしめ：日々謁見の許可を待ちつつ二か月を経たり。この間、適当にして信用すべき通訳なかりしかば：

と、その嘆きを訴えている。⁽⁵⁰⁾ 海の司令官とは向井将監である。『イギリス商館長日記』一六一五年十二月二四日条によると、大使カタリーナらは家康と謁見の後、平戸商館に赴き国外退去となったこと伝えている。カタリーナは平戸まで行って、何を伝えたかったのであろうか。こうして一六一六年八月二十日、カタリーナ一行は再び日本に立ち戻ることがないよう強い布告を受け、フェリペ三世の指令通り、政宗船サン・ファン・パウティスタ号を浦賀に残すことなく、政宗船に乗船して逃げるように浦賀を解纜した。⁽⁵¹⁾これが浦賀からメキシコへ向かう最後の貿易船となった。

一六一三年十二月五日、ジョン・セーリスがリチャード・コックスに書き残した覚書には、⁽⁵²⁾

アダムス君について云はば、彼はジャンク船の船長たる唯一人の適任者にして、又海上において彼に仕事なき時は、宮廷にて外国語学者・通訳官として使傭し得べし、彼の地位は、貴下にも、予にも、頗る明瞭に判れるを以て彼を煽つる必要あり、さもなくば貴下は殆んど彼の勤務を得ざるべし、当国は多大なる自由を許容し、彼は頗るこれを享受せり。

と評し、自身もアダムスから多大なる恩恵を受けているという。アダムスに関するスペイン史料は限られたものであるが、アダムスはスペイン問題に関し有らゆる情報を提供し、平戸商館の一員となつても尚意見を求められ駿府に登城し、浦賀に急行しスペイン人と折衝した。家康のスペイン交渉の殆どはアダムスの進言に負うところが多かつ

た。アダムスがスペインの敵国であるからこそ、忌憚のない意見や情報を提供でき、忠告もできる。これがスペイン外交の顧問として重用された所以であろう。彼に浦賀邸を与え、浦賀湊に近い三浦郡逸見村の采地を与えたのはスペイン交渉に専心させるが故の方策である。こうした目論見がなければ、同じ外交顧問として雇用了オランダ人ヤン・ヨーステンのように、江戸邸だけを与えれば良いはずである。

因みに三浦按針の逸見村の石高は二二〇石、二五〇石の二説があるが、幕府は新田開発を奨励し慶長三年（一五九八）・正保二年（一六四五）、元禄一〇年（一六九七）、天保元年（一八三〇）の四回に亘り、全国規模で国郡ごとに村名・村高を記した徴税台帳「郷帳」を編纂させている。その全国の総石高は年々増加し、約一八五一万石であったものが、天保年間には約三三〇一万石に増加している。「三浦郡逸見村」も「元禄郷帳」には二二〇石であったものが、『天保郷帳』では「二五〇石」に増加している。よってアダムスが逸見村を領した慶長年間は、「二二〇石」とするのが妥当である。

アダムスに対する中傷

大使カタリーナは、アダムスが家康から受けている寵愛と影響力について、スペイン政庁にこう報告している。⁽⁵³⁾

数年来、当地にある一人のイギリス人航海士は、イスパニヤに於て教育を受けてその術に達し、イスパニヤ語、日本語、ラテン語その他の語に通じ、又宣教師等に対しても親友たるが如く装へども、その実、甚だしき異教徒にして重大事件に於ては悉く我らの敵たり、彼は国王及びその子の寵遇を受け采地を給わり、又屢召されて之と語ることあり、日本に於ても諸人皆その幸運を羨む程なり、斯の如き人が我が国人に不利を及ぼす事は甚だ明ら

かにして、曩にキリスト教徒及び宣教師に対して、甚だ残酷なる迫害起りしも、彼が国王に説いて宣教師の日本にあるは国人を救済する為にあらずして、先づ多数の基督教徒を得、然る後、イスパニア人々と共謀して日本を征服し、イスパニヤ国王の領有とすること、ペルー、新イスパニヤその他の地方に於て如くせんとするにあり、と云ひしによれり。…此の一事が迫害の一原因となりしことは、彼の英人自身の口より吾人の親しく聴きしところなり、イスパニヤ国王に贈りし品物についても、予等には一言の問を發することなかりしに拘わらず、彼の英人を招きてその説明を求め、この異教徒の報告に基づきて、右諸品は何等の用を為さずといひたり…。

家康は、常にスペイン人使節の言動に疑問を抱き、贈物の価値までアダムスに問うている。アダムスが一六一三年一月十二日付で友人に宛てた書翰に、「当一六二二年、イスパニヤ人とポルトガル人は、オランダ人の如き方法にて自由を得る為め、予を道具に使用せんとせしが、今後の不都合を考慮して、予は之を彼らのために求めざりき。若し都合宜しくば、世人の奇異に思ふ如く事件を処理すべし。蓋しイスパニヤ人とポルトガル人とは、予が生命を賭くる深讐にして、然も今や彼等は取るに足らぬ卑劣漢なる予に助力を求めたり。依つてイスパニヤ人もポルトガル人同様に彼らの交渉は一切、予の手を通じてなさざるべからず」と述べている。一六一三年一月四日付で、ペトロ・モレンソンがイエズス会総会長に宛てた書簡の一節に、⁽⁵⁴⁾

駿府にイギリス人水先案内を迎えるに当たつて將軍が第一に行つたことは、將軍の顧問會議において上述の托鉢修道士たちを追放し、イエズス会たちだけを留めることに決定したことである。…フィリピナスの貿易から彼らは有害なとげを抜いた…

と述べている。またオランダ人によって日本で作成されたと思われる書翰⁽⁵⁶⁾には、

一六一二年に既述のアダムスは、マニラの使節として内府の政庁に赴いたドミンゴス・フランシスコ (Domingos Francisco) に次の言葉を述べた。「貴殿は、今から三年後には日本に司祭が一人もいなくなることを知るであろう」と。事実、幕府は一六一二年三月、岡本大八事件を機に直轄領にキリシタンを禁じ、北京都のイエズス会の教会を破壊した。

と。大使カタリーナは家康がフランシスコ会教会の打ち壊しを命じたのは、アダムスが最も現実に即した解釈を下したことによる將軍の憎しみが原因であるとする。ルイス・ソテロがレルマ公に呈した書翰にも、修道院が破壊されたのはアダムスの献言によるものと述べている。こうして、一六一三年には浦賀フランシスコ会修道院を含め、全ての修道院は完全に閉鎖されている。アダムスに拒絶されたスペイン人が彼を憎悪に的とし、禁教に関しても重大な役割を果たしたと考えたのは、むしろ自然であろう。

抑々家康のスペイン交渉は、通商を手段としてルソン総督府を介し、メキシコから鉱山技師や造船技師を浦賀に招聘し、スペイン交流の一大経済特区とすることである。そのため宣教師の入国を黙認し、これによってキリシタンが無視できないほどの社会勢力に成長していたことは紛れもない事実である。五野井隆史氏は慶長十八年(一六一三)三月幕府直轄地に禁教令が出され、さらに同年十二月十九日再禁圧に踏み切らねばならなかった重要な理由が、他にありと考へねばならないと指摘しておられるが、その重要な理由とは、スペイン交渉の失敗であり、幕府がポルトガルより先にスペインと断交したのは、そのためであると考えられる。

五、英貿易とウイリアム・アダムス

アダムスは大坂城で初めて家康と謁見した際、若干のフランドル商品を示し、日本と交易することを請うたが回答は得られなかった⁽⁵⁷⁾。家康が浦賀を単なる貿易港とする目論見であれば、布教を伴わない新教国に速やかに切り替えたはずである。だがイギリスとの通商成立はアダムスの来日から十三年後であり、オランダとは九年後であり、しかも両国の使節が通商権を争うように派遣され、アダムスの斡旋により成立した、いわば家康にとっては受身である。アダムスを語る際、この事実を注視しなければならない。

大坂の陣では、プロテスタントが徳川方に付き、地歩を守ろうとするキリシタン勢力が豊臣秀頼方に付くという実態があった。『大坂冬陣記』によれば、

長谷川佐兵衛藤廣、同弟忠兵衛自長崎、奇利支丹徒党追放之事、阿蘭陀大石飛矢十二、近日可渡来云々、仍令問南蛮唐船商売之事給云々。

とあって、大坂の陣はその代理戦争という側面もあった。パブロ・パステルス著『16—17世紀日本・スペイン交渉史』によれば、秀頼とその母堂がキリスト教徒や司祭たちに、もし勝利を博したならば元の状態に戻し、多大な恩恵を与えると約束し、大坂は諸国から放逐されたキリスト教徒の避難所であると述べたという。大坂城内には武装したキリシタンが多数いて、彼らは教会の幸福や平和は、この秀頼にかかっていると期待していたのである。

家康は大坂方との衝突を予測しアダムスを介し、イギリスから一六一四年五月二二日、二五日、二七日及び六月三

日、四日付で、大砲とその弾薬となる鉛や火薬を盛んに買い入れ、アダムスに託送させている。⁽⁶²⁾ イギリス商館長リチャード・コックスが一六一四年十一月二五日付で東印度社に宛てた書翰⁽⁶³⁾には、

皇帝はカルベリン砲Culverins^{砲なり}四門及びセーカー砲Saker一門を十四貫目にて、又鉛六百本の重量一万一千五百十斤なるを一斤六分(十分Condinsは六ペンスに当る)の割合を以て六貫九百匁にて売上げたり、

と述べている。このカルベ(バ)リン砲こそ、大坂の陣に備え購入した弾丸、重量一八ポンドクラスの中口径前装式の鋼鉄製で、備前島から淀殿がいる大坂城天守閣を直撃した射程六三〇呎の大砲である。家康はアダムスの陰の力で徳川の天下を盤石なものにしたといえよう。大坂城落城の後、家康はリチャード・コックスに書簡を送り、直ちにアダムスに駿府に来るよう指令を出している。その理由について、コックスは、大坂を失ったのちフィディア様がそこへ隠棲すべき場所とし、リケア(琉球)に新たに建造されたと考えられる城塞のことを、彼に訊ねるためである、と推測している。⁽⁶⁴⁾「フィディア様」とは秀頼である。琉球にはアダムスが指揮するイギリス船が上陸したことがあり、家康は秀頼が密かに琉球へ逃れて再起するという風聞を聞き、その真偽をアダムスに確かめさせるためではないかというのである。

家康の死後、アダムスが將軍秀忠に新特許状を請うた際、アダムスの逸見邸や浦賀邸に数人のバードレが滞在しているという風聞があった。⁽⁶⁵⁾このことはアダムスが日頃、信頼できるスペイン人と家族ぐるみで深交していたことを示している。そうであっても、アダムスの浦賀邸と逸見村の采地は「永久に彼、及び彼の一家に伝うべきもの」と決定されていたから、⁽⁶⁶⁾秀忠は貿易制限令を發布しても、アダムスの采地と浦賀邸は遺したまま、特定の大名や幕府と関係

が深い豪商に限られた幕府公認の奉書船貿易商人として、長崎に移住させたのである。

結びにかえて

以上、ウイリアム・アダムスの来日から英国通商が成立するまでの十三年間の動向を検証し、家康の浦賀・スペイン外交における彼の位置を検証してみた。先学では、家康のマニラ交渉は秀吉のそれを踏襲し発展させたとされているが、大きく異なるのは単なる通商目的ではなく、通商を手段として鉱夫・造船技師を招聘し、直接メキシコへと航路を結び、浦賀湊をマニラ・ガレオン船の国際航路の寄港地とし、スペイン交流の一大経済特区とする目論見であった。ルソン総督府を介したのはそのためである。そして、その交渉は秀吉の没後ではなく朝鮮出兵の最中である。

浦賀入港を強要したのはスペイン商船のみであり、アダムスに浦賀湊に屋敷を与え、浦賀に近い逸見村の采地を与えたのはそのためである。アダムスは専ら家康の傍らにいて、スペイン事情や国際情勢などの知識を提供し、平戸商館の一員となっても尚、駿府に登城して浦賀に急行しスペイン人と折衝した。為政者は顧問の意見や情報を参考として、より高度な政治的決断をするものである。アダムスがスペインの敵国人であるからこそ、忌憚のない情報が得られると考え重用したものと考える。浦賀外交は、アダムスの存在によって成り立っていたと言っても過言ではない。

「スペイン外交の顧問」これが彼が置かれた位置と考える。

アダムス船はメキシコへ航行する約束で建造させ、一六〇二年には一二〇ト船が就航可能な状態にあった。アダムスは一六〇四年、長崎に停泊していたスペイン船を浦賀に廻航させ、初めて国際航路の寄港地とすることに貢献した。この二年後、デマルカシオンに起因する長崎のイエズス会士の反対によりマニラとの通商が中断された際、家康はアダムスを使節としてマニラに派遣した。総督ドン・ロドリコ・デ・ビペロは両国の懸案となっている八幡船問題

に終止符を打つため、浦賀にスペイン人の安全を保障する浦高札を立てる条件で通商は再開されている。このことがメキシコ交渉に繋がったのであるから、アダムスの功績は大きいと言わねばならない。

だが、製錬・建造技術はスペインが機密とする国是であり、これを日本に伝えてしまえば布教活動はできないと考えていて、家康のほうも、その技術を取得した後まで手を握ろうとは思っていなかった。飽くまでも布教を目的とするスペイン側の強かな外交と、家康の目論見とは元より大きく乖離したものであった。

先学では、対マニラ交渉は、主として通商関係と布教問題に主眼が置かれ、眼目である新鉱山技術や造船技術の導入の交渉の経緯などは小さく認識されているが、一六一三年十二月の全国禁教令に大きく舵を切った根柢にあるものは、際限なく送られてくる宣教師の入国を黙認してきた家康の浦賀構想の失敗にある。のちに幕府によるキリシタン弾圧がポルトガルよりスペイン側に強く向けられた要因は、そこにあると考える。

註

- (1) 「徳川家康の浦賀開港とその意図」『神奈川地域史研究』十二号 一九九四年。『日本史学年次別論文集・近世Ⅰ』再録 学術文献刊行会。『戦国期武田水軍向井氏について―新出『清和源氏向系図』の紹介』神奈川地域史研究会 一九九八年。
- 『徳川家康のスペイン外交―向井将監と三浦按針』二〇一〇年 新人物往来社。『史料が語る向井水軍とその周辺』二〇一四年 新人物往来社。『スペイン外交と浦賀湊』『郷土神奈川』五二号二〇一四年 神奈川県立図書館 等々。
- (2) 『日本切支丹宗門史上』オン・パジェス著 二五頁
- (3) 奈良静馬著『西班牙古文書から通じてみる日本と比律賓』一六二頁
- (4) 五野井隆史氏は『徳川初期キリシタン史研究』「第一部第一節」の中で、家康のマニラ交渉は一五九七年二月の可能性を指摘している。一九八三年 吉川弘文館 八頁。また清水有子氏は「徳川家康のメキシコ貿易交渉と「鎖国」の中で、

一五九六年九月付と推定されるフランシスコ会士の報告書の一節にある「関東の王家康殿からメキシコへ船を二、三艘を送るため、マニラ総督の朱印状すなわち通行許可状」を獲得するよう依頼された (Alvarez Talariz 1973: 142) の文面を紹介し、秀吉没前の可能性を指摘している。『世界歴史14』岩波講座 二〇二二年二月

- (5) 『16―17世紀日本・スペイン交渉史』第Ⅸ章四、松田毅一訳 大修館書店 一九九四年 一五五頁以下。
- (6) 奈良静馬『西班牙古文書から通じてみる日本と比律賓』一七六頁
- (7) モルガ著『フィリピン諸島誌』第七章 二五八頁
- (8) 「ブルギーリョスの書翰」佐久間正「―西班牙古文書―七世紀初頭日比交渉関係の報告」『横浜大学論叢』巻八の一 一九五七年 五〇―五一頁
- (9) Pasio, Francois, *Lettres, Annales, du Japon, 1603-1606*, Lyon, 1609 (1605)。岡田章雄著『三浦按針』一九四四年 創元社 四四―四五頁。森良和著『三浦按針その生涯と時代』東京堂出版 一七〇頁
- (10) 五野井隆史著『徳川初期キリシタン史研究』吉川弘文館 一九八二年 一二頁。清水有子著『岩波講座世界歴史』「徳川家康のメキシコ交渉と「鎖国」」二九〇頁
- (11) 邦訳『ペアト・ルイス・ソテロ伝』第三章「イスパニア人・日本人間の通商」三三頁以下
- (12) 同書四四〇―四四七頁所載、サイトhttps://archive.org/details/sucesosdelasia00morg_0/ 閲覧可能。東京大学名誉教授・安達裕之氏の御教示による
- (13) 同書 四頁 一九二四年
- (14) 第三章イスパニア人・日本人間の通商 四一頁以下
- (15) 『大航海時代叢書Ⅶ』第八章 一九七七年
- (16) 『増訂異国日記抄』四頁 註ホ
- (17) 『大日本史料第十二編之三十三』五九三頁以下
- (18) 第二章「日本への難破漂着者」一三七頁
- (19) 『通航一覽卷百七十九』南蛮呂宋部一 五七七頁

- (20) 『増訂異国日記抄』 一三頁
- (21) 『異国日記』『史苑一卷一号』
- (22) 『朱印船貿易史』巧人社 一九四〇年 九二頁
- (23) 註(22)の書 四八九頁
- (24) 『日本切支丹宗門史上』一六〇八年条
- (25) 『当代記』一六二〇年五月二六日条
- (26) ドン・ロドリコ日本見聞録」村上直次郎註訳 八一頁
- (27) 松田毅一『慶長遣欧使節―徳川家康と南蛮人』朝文社 二〇〇二年 一〇二頁。『ベ아트・ルイス・ソテロー伝』四四頁
- (28) 『ドン・ロドリコ日本見聞録』六四頁
- (29) 一六二三年一月四日付ベドロ・モレホンのイエズス会総会長宛て書翰『イエズス会と日本二』九二頁・一〇七頁にその記述あり。一六二二年一月一日付で長崎のスエズ会宣教師がフェリペ王に宛てた書簡に詳しい。イエズス会文書館蔵
- (30) ファン・ヒル著『イダルコと』第三章「日本・アカブルコ航路開設計画」二二九頁
- (31) 『異国往復書翰集』九三頁
- (32) 『ドン・ロドリコ日本見聞録』六五頁
- (33) 『異国往復書翰集』九五頁
- (34) 註(25)の『イエズス会と日本二』書一六二三年一月四日付 ベドロ・モレホンのイエズス会総会長宛ての書翰九二頁、一〇七頁。なお深谷克己氏は、清水有子著『近世日本とルソン―鎖国形成史再考―』の書評の中で「大坂の陣の前に伊達政宗がFranciscan ソテロを制し、支倉六右衛門常長を副使としてスペイン国王とローマ教皇のもとに派遣した使節団は、浦賀湊から出航した。但しこの船は座礁して再度牡鹿半島から出港した」(四〇頁)と述べているが、浦賀で座礁したのは政宗船ではなく秀忠船である。
- (35) 『大日本史料 第十二編之十二』にみえる支倉六右衛門がイスパニヤ国王やイルマ公宛ての書簡はすべて「長経」と自

- 署しており、『寛政重修諸家譜』の「常長」は後世書き替えた名である
- (36) 右註(35)の書 二頁
- (37) 的場節子著『ジバングと日本―日欧の遭遇』二〇〇七年 吉川弘文館
- (38) ファン・ヒル著／平山篤子訳『イダルコとサムライ16・17世紀のイスパニヤと日本』第四章 二八〇頁
- (39) 註(38)の書 第四章 二八四―五頁
- (40) 『ビスカイノ金銀島探検報告』二〇頁
- (41) 『増訂異国日記抄』六二―四頁
- (42) 『イエズス会と日本二』「31セバスチャンの証言」大航海時代叢書 第二期7 一九九八年 二八二頁以下、三四二頁にその記述あり
- (43) 『イギリス商館長日記』一六二三年十一月三日付アダムスがクロープ号に託して英国ロンドン東インド会社へ送った書簡 七七頁
- (44) 『通航一覽第八』附録卷之十五 海防部十五 四五三頁
- (45) 註(35)の書「和蘭国海牙文書館文書」欧文材料 四八七頁
- (46) 註(35)の書「西班牙国セビーヤ市インド文書館文書」四五九頁以下
- (47) 「インディアス総合文書館所蔵ルソン総督府日本関係文書」清水有子『近世日本とルソン』第I部「東アジア世界におけるスペイン」第二章 七〇―七二頁所載
- (48) 清水有子『岩波講座世界歴史14』「徳川家康のメキシコ交渉と「鎖国」」二〇二二年 二八三頁
- (49) 註(35)の書 四八八頁
- (50) 註(35)の書「西班牙国セビーヤ市インド文書館文書」四六六頁
- (51) 註(35)の書「日本耶穌教史」四九三頁
- (52) 註(35)の書「和蘭国海牙文書館文書」欧文材料 四八七頁。『慶元イギリス書翰』一一九頁―一二三頁にその記述あり
- (53) 註(50)の書 四七九頁にその記述あり

- (54) 『慶元イギリス書翰』 四八頁
- (55) 『イエズス会と日本』 二 大航海時代叢書 岩波書店 九二頁以下、一〇九頁にその記述あり
- (56) パプロ・パステルス著『16—17世紀日本・スペイン交渉史』 第XIV章 二九一頁にその記述あり
- (57) 註(33) の書第四章「使節と発見—セバスチャン・ビスカイノの航海」二九九頁
- (58) 註(35) の書 西班牙国せびーや市インド文書館文書」四三三頁以下
- (59) 前掲書 一三八頁
- (60) 一六二一年一〇月二二日付アダムスの書翰『慶元イギリス書翰』
- (61) 註(54) の書 第XIV章 二八四頁
- (62) 一六二四年五月二二日、二五日、二七日、六月三日、四日付、リチャード・ウィツカムの書翰『慶元イギリス書翰』 一九三頁・一九七頁
- (63) 『イギリス商館長日記』 一六二五年九月十一日条他
- (64) 右註の書 一六二五年九月一日条
- (65) 右註の書 一六二六年九月十一日条
- (66) 右註の書 一六二六年九月二六日条